

義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校で使用する教科用図書の種類

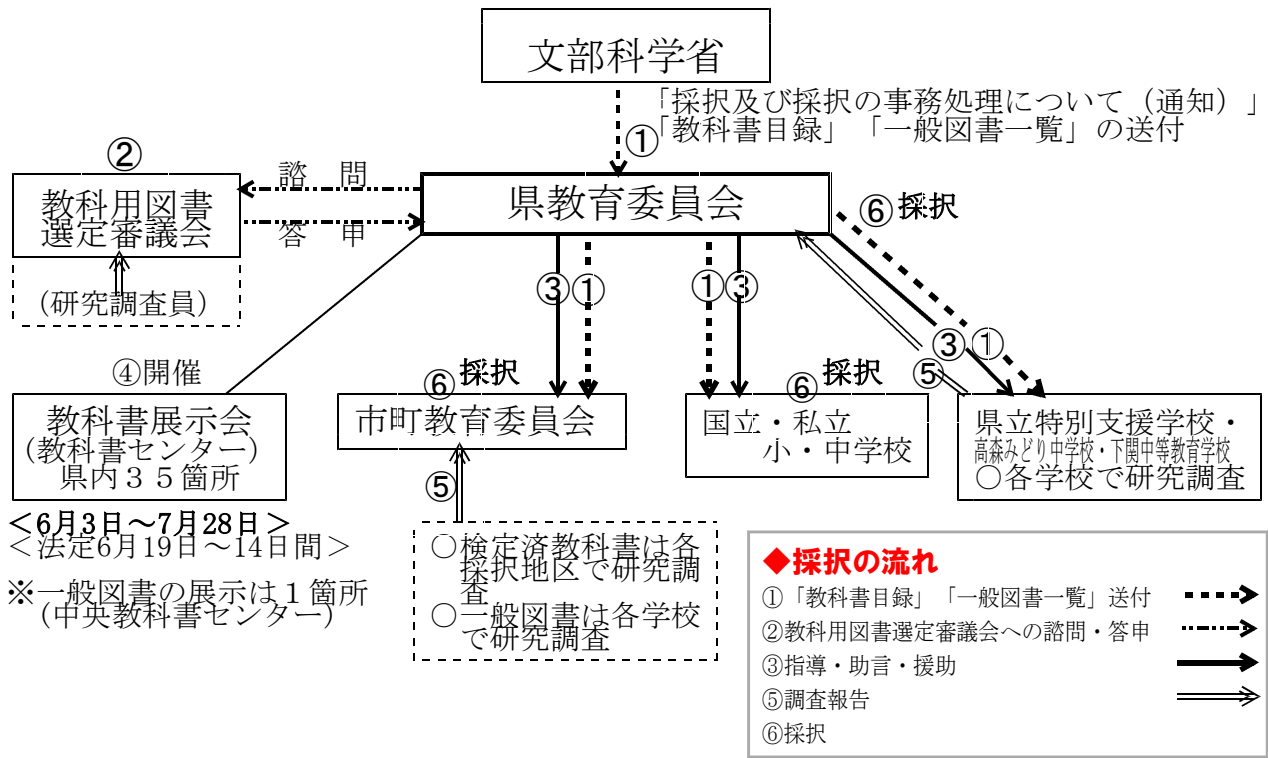
- (1) 文部科学省検定済教科書（検定本） → → → → 学校教育法第34条等により使用の義務
- (2) 文部科学省著作教科書（いわゆる星本） → → 学校教育法第34条等により使用の義務
- (3) (1)(2)以外の一般図書（特別支援学校・学級用）
 - ・特別支援学校及び特別支援学級等において適切な教科書がないときに使用が許される。
 - 通常、知的障害などのため特別な教育課程を編成する児童生徒に対して使用され、絵本などが選ばれることが多い。

2 教科用図書の採択替え

- (1) 検定本…4年に一度 小学校…平成22年度、平成26年度
中学校…平成23年度、平成27年度（今回）
- (2) 一般図書…毎年（児童生徒の状況に応じて適切な教科書を選ぶため）
- (3) 採択の周期

年度 西暦		◎: 検定			△: 採択			○: 使用開始	
		21 2009	22 2010	23 2011	24 2012	25 2013	26 2014	27 2015	28 2016
小学校	検定	◎				◎			
	採択		△				△		
	使用開始			○				○	
中学校	検定		◎				◎		
	採択			△				△	
	使用開始				○				○

3 採択の仕組



4 採択権者について（上図⑥）

- * 市町立小・中学校・・・学校を設置する市町教育委員会
- * 県立特別支援学校・・・県教育委員会
- * 国立・私立小・中学校・・・各学校の校長
- * 県立高森みどり中学校・下関中等教育学校・・・県教育委員会